

平成 18 年 8 月 15 日

投資主各位

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

日本レジデンシャル投資法人

執行役員 山内 章

第 4 回投資主総会招集ご通知
投資主総会参考書類の一部訂正について

拝啓

ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 18 年 8 月 15 日付をもって皆様にご通知申し上げました当法人第 4 回投資主総会招集ご通知のうち、一部に誤りがございましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり謹んでご訂正申し上げます。

敬具

記

訂正箇所

16 頁 第 1 号議案 規約変更の件

3. 変更の内容

正

現行の規約	変更後の規約
第23条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって <u>決する</u> 。	第21条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって <u>行う</u> 。

誤

現行の規約	変更後の規約
第23条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって <u>決する</u> 。	第21条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、 <u>発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う</u> 。

以上